

仕 様 書

- 1 業務名
町営住宅永尾団地白蟻防除業務
- 2 業務期間
(1) 契約締結日から令和5年3月24日（金）まで
(2) 作業日程等については、発注者及び町営住宅入居者と協議した日とする。
- 3 業務場所
東彼杵郡波佐見町永尾郷2179番地 町営住宅永尾団地
- 4 支払方法
業務完了払（1回払）
- 5 業務内容
(1) 町営住宅永尾団地2棟の白蟻防除業務（土壌処理及び木材処理）
(2) 本業務の実施に当たっては本仕様書及び公益社団法人日本しろあり対策協会発行「防除施工標準仕様書 II 既存建築物しろあり防除処理標準仕様書」を準用するものとする。
(3) 公益社団法人しろあり対策協会認定で、人体に影響が無くかつ匂いが無い薬剤を使用すること。
(4) しろあり防除施工士（公益社団法人日本しろあり対策協会登録）の資格を有する技術者を配置すること。
(5) 受託者は、業務上知り得た事項を漏らしてはならない。
- 6 安全確保
業務遂行については、入居者に対し適切な安全対策を行い、公益社団法人しろあり対策協会が定める安全管理基準を遵守すること。
- 7 完了報告
業務完了後は、速やかにその旨を波佐見町役場建設課に報告の上、報告書を提出し、その検査を受けなければならない。
業務完了後は、次の書類を提出すること。
(1) 業務完了報告書
作業内容、実施者、使用する薬剤を明記し、作業開始前、作業中、作業完了後の状況写真を添付すること。
(2) 保証書
保証期間は、保証書発行より5年間とすること。
(3) その他発注者が必要と認めた書類
- 8 損害賠償
当該業務遂行中に起こした災害等により、入居者に損害を与えた場合には、受託者において損害賠償の責を負うこと。
- 9 法令の義務責任
受託者は、従業員の労働関係法上の義務及び責任を負い、発注者は責任を負わないものとする。
- 10 負担区分
本業務に必要な物品等については、受託者の負担とする。
- 11 その他
本仕様書に記載が無い事項については、必要に応じて協議の上定める。